

関係者ヒアリング結果概要【介護業】

1 日時

平成30年11月8日（木）15時50分～16時40分

2 対象者

公益社団法人全国老人保健施設協会

3 場所

東京都千代田区神田駿河台2-5 東京都医師会館

4 対応者

法務省，厚生労働省

5 内容

(1) 必要とする人材について

- 当協会は、「日本人の介護は日本人が行うべき」ということを一貫して主張してきた。外国人の受入れを、単なる穴埋めや数合わせとは考えていない。できる限り老健施設の介護サービスに適した資質を持った人材が欲しいと考えている。つまり我々と一緒に仕事ができるレベルの外国人材に来てもらいたい。
- 現行制度では、在留資格として「介護」、「技能実習」、EPAに基づく「特定活動」の3類型があるが、今回新設される「特定技能1号」については、現行の「技能実習2号」を修了した後、更に実務経験を積み重ねることで、最終的には実務者ルートによる介護福祉士資格取得につながればよいと思う。
- その意味で、「特定技能1号」で受け入れる外国人のレベルは、現在、技能実習で受け入れている外国人と在留資格「介護」により介護福祉士養成校で学んでいる外国人の中間程度となると想定しており、両制度の間に存在するギャップを埋めるために有効な制度であると考えている。

(2) 見込み数について

- 人手不足の数については、会員へのアンケート調査を行っても具体的な回答が得られない。介護能力，日本語能力，必要経費が不明の状況では，採用の判断は不可能である。よって，採用見込み人数は不明である。全国的に介護の技能実習生数が増えていかないのも，そういった背景があるのではないか。
- ただ，実感としては全国どこも介護職は足りていない。全産業平均の有効求人倍率1以下の地方都市でも，介護職だけは足りていない。

(3) 職種の専門性について

- 介護については，国家資格である「介護福祉士」，職業能力のレベルを確認するための「介護プロフェッショナルキャリア段位（以下，キャリア段位制度）」という制度がある。このあたりが介護職の技能や専門性を測る指標として使えるのではないか。実際，「キャリア段位制度」の手法を基にして「介護技能実習評価試験」を行うと聞いている。
- 新たな受入れ制度については，この「キャリア段位制度」を「特定技能1号」の試験にも活用できると思われる。

(4) 日本語能力について

- 日本で介護職として活動するための日本語レベルについてはN3レベルがよいと考えている。技能実習制度の介護を検討していた会議で、当時、我々は入国時のレベルをN3にすべきと主張していたが、受け入れられなかった。その考えは今でも変わらない。
 - 日本語要件がいかに重要であるかということが、現在のEPAによる介護福祉士国家試験合格率で如実に証明されている。入国時の日本語レベルをN3としているベトナム人の合格率が9割以上であるにも関わらず、入国時の日本語レベルをN5としているフィリピン人及びインドネシア人の合格率は4割にも満たない。この結果が示すように、来日前にしっかりとした日本語教育を受けて来れば、来日後、介護の勉強や対人交流もスムーズで本人の負担も少なく、かつ受入れ側としても戦力になってもらえる。やはり、本国でしっかりと勉強していく中で、日本で頑張るという目的意識やモチベーションも醸成されるのではないか。EPAではベトナム人を希望する施設が増えていると聞いている。
- (5) 人手不足解消のための取組について
- 元気な高齢者に活躍してもらうため、「介護助手」という取組を始め、全国に広がりつつあるが、これだけで介護人材不足が解消できるわけではない。
- (6) 待遇改善について
- 有資格者にはしっかりとした報酬を与えるようにしなければならない。単純作業をやるだけでなく、専門的知識を身につけ、業務を遂行できる人に報酬を付けるべきである。